

(別紙)

日南市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、日南市ホームページ広告取扱要領第2条に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

- 2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

- 3 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り、以下の基準によるものとする。
 - (1) サイズ 縦 50 ピクセル×横 170 ピクセル
 - (2) 画像様式 静止画像 (G I F 形式、J P E G 形式)
 - (3) 容量 10 K B 以内

(禁止表現)

- 4 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス (テキスト入力が可能に見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー (下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区分)

- 5 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - (2) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が日南市の事業と誤解しやすいもの。

(色調等)

- 6 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにすること。

(解像度)

- 7 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。